

中種子町訓令第3号

中種子町職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月7日

中種子町長 田渕川 寿広



中種子町職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令

第1条中「セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関する」及び「(以下「ハラスメント」という。)」を削る。

第2条第6号中「職員」の次に「及び同法同条第3項に規定する特別職の職員をいう。」を加え、同号を同条第11号とし、同条中第5号を第10号とし、第4号を第9号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (5) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、職員が他の職員に対して行う言動であつて、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させるものをいう。
- (6) カスタマーハラスメント 職員が職務を遂行するに当たり、住民、利用者、事業者、議員その他職員以外の者から受ける、社会通念上相当な範囲を超えた言動により、当該職員の就業環境が害される行為をいう。
- (7) 著しい迷惑行為 前号に規定する社会通念上相当な範囲を超えた言動の例として、
 - ア 暴言、威迫、脅迫又は人格を否定する発言
 - イ 長時間にわたる拘束又は執拗な苦情の反復
 - ウ 合理的理由のない謝罪の要求
 - エ 金銭、物品その他の利益の要求
 - オ 土下座その他社会的相当性を欠く行為の強要
 - カ その他業務の適正な範囲を明らかに逸脱する行為

- (8) ハラスメントの防止及び排除 ハラスメントを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、その状態を解消することをいう。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) ハラスメント 次号から第7号までに規定する行為の総称をいう。

第2条に次の1号を加える。

- (12) 求職者等 職員の求人に応募する者及び求職者以外の者であって、町が実施する労働者の採用に資する活動に参加する者、教育実習、看護実習その他の実習を受ける者をいう。

第3条に次の2項を加える。

- 3 任命権者は、職員がカスタマーハラスメントによりその安全又は就業環境を害されることのないよう、組織として対応し、必要な措置を講じなければならない。
- 4 任命権者は、カスタマーハラスメントが発生した場合には、当該職員を単独で対応させない等、適切な配慮を行わなければならない。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントをしてはならない。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。